

## 後見制度について（２） ～法定後見制度①～

「法定後見制度」と「任意後見制度」の２種類がある後見制度のうち、まずは「法定後見制度」について、詳しくご説明していきます。

日常的に「後見制度」と言ったときに意味するのは、ほとんどが「任意後見制度」ではなく「法定後見制度」でしょう。令和３年中に全国の家庭裁判所で申立てされた成年後見関係の事件数の統計によれば、申立件数の総数 39,809 件のうち、任意後見は 784 件とわずか 2% に過ぎず、後見・保佐・補助を含めた「法定後見」の開始申立てが 98% を占めていました。



簡単に言えば「法定後見制度」とは、判断力がしっかりしている間に何の準備もしないまま、認知症やその他の脳の障害により判断力が不十分な状態になり、自分自身の財産の管理や重要な意思決定が出来なくなったときに利用する制度です。

正確にはほとんどの場合、そうなったときに自ら主体的に法定後見制度を「利用する」ことは出来ないので、原則として四親等以内の親族が主役となって、判断力を失った本人のために、成年後見人・保佐人・補助人のうちのどれかを付けてあげるための家庭裁判所の手続きをするということです。

つまり、元気なときに備えをしておかなかったために、自分自身で正常な判断が出来なくなったら、原則として親族の力を借りなければならなくなるのが現実です。

「4親等以内の親族が主役となって」とか「親族の力をかりなければならなくなる」とは、いったいどういうことなのでしょう。

本人の判断力がなくなったとき、本人は通常、自分自身では手続きを行うのが困難な状態ですから、家庭裁判所に対して「判断力がなくなった本人のために、後見人（保佐人、補助人の場合もあり）を選任してください」という申立てを行う「申立人」（申立ての主役となる人）が、そもそも必要となります。「申立人」になれる人は法律で決められており、主として配偶者か四親等以内の親族が担うことになるのです。

まれに「本人申立」といって、判断力が不十分となった本人自身が、専門家の支援を受けてやむを得ず家庭裁判所の手続きを行うこともあります。不自然さは否めません。

親族申立や本人申立が難しいときは、例外的に「首長申立」といって、市区町村長の首長が申立人となって、判断力が不十分となった本人のために後見人等を付けるための家庭裁判所の手続きを行うこととなります。

例外的にと申し上げましたが、裁判所の統計を見ると、申立全体の約 4 分の 1 が「首長申立」に頼っているのが近年の現状のようです。本人に判断力がなくなったときは、原則として親族が主役となるべきはずの仕組みが、現実には機能しなくなっていることを物語っているのではないのでしょうか。

つづく